



# 組織で支える「絆づくり」と「居場所づくり」 いじめの重大事態について

西部教育局  
お役立ち情報  
令和6年11月号

**【いじめの定義】** 「いじめ防止対策推進法 第2条」より  
「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第28条より、次に掲げる場合には、  
**いじめの重大事態**として対処することとなっています。

重大事態とは

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある  
⇒身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発病、自死を企図 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある  
⇒年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申立てがある  
⇒調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない

鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」P44



重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、  
**「疑い」が生じた段階で調査を開始**します。  
そこで、ぜひ参考にさせていただきたい資料を紹介します。

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン



令和6年  
8月改訂  
文部科学省

例えば

自分の学校の校内体制は整っているかな？  
確認できるものがないかな。



《確認》  
チェックリストの活用で丁寧な対応へ

別添3

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト	
●学校における平時からの備え（p.6～7参照）	
チェックポイント	注
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきかななどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。	☐
・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと	
・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと	
・重大事態の中立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	
校長のリーダーシップの下、生徒指導専任を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を信頼付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切	☐

いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、調査すべき基本的な項目が明確にまとめられています。

## 鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」



令和6年  
4月改訂  
鳥取県教育委員会

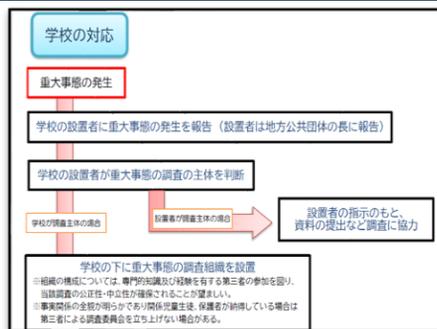
例えば

実際、適切な調査や、子どもと保護者に寄り添った対応はどのようにしたらよいのかな。



《対応》（公立学校の場合）  
重大事態対応フロー図の活用

P46



学校設置者への発生の報告から、調査組織の設置、調査の実施、対象の児童生徒及びその保護者に対しての情報提供、必要な措置まで、対応が明確にまとめられています。

重大事態は、「疑い」が生じた段階で、法に基づく適切な対応が必要です。そのためにも、まずは、**組織で積極的にいじめの認知を行いましょ**う。そして、各学校のいじめ防止基本方針等を基に**組織で早期に対応できる校内体制を構築しておく**ことが重要です。